

④個人の評価等に関する個人情報で開示することにより、事務の執行等に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

⑤開示することにより、人の生命や財産その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある個人情報

⑥地方公共団体間の審議等に関する個人情報で開示することにより、意思決定等が損なわれたり、町民のみなさんに混乱を生じさせるおそれがあるもの

⑦町や国その他の地方公共団体が行う事務事業に関する個人情報で開示することにより、その事務等の公正又は適正な遂行ができなくなるおそれがあるもの



- A** 開示請求した公文書に対する不服申立てについて、非開示の決定を受ける場合、どのような方法がありますか？
- Q** 公文書の「非開示決定」等に不服がある場合は、どのような方法がありますか？

開示請求した公文書に対して、非開示の決定を受けた場合や訂正等の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき不服申立てができます。



- Q** 開示を受けた個人情報の中に間違いがあった場合は、どうすれば良いのですか？

A 間違った箇所を訂正するよう請求できます。手続きについては、「個人情報訂正請求書」に必要事項を記入し、訂正を求める内容が事実と一致することを証明する書類等を添付して提出してください。



- Q** 個人情報を第三者に提供した場合などはどうなるのですか？

A 実施機関の職員や業務の委託を受けた業者等が、正当な理由なく、個人情報を第三者等に提供した場合は懲役又は罰金が科せられます。また、違法な手段により個人情報の開示を受けた者も罰金の対象となります。

この場合、実施機関は横芝町個人情報保護審査会に諮問（意見を尋ね求めること）し、その答申を尊重して速やかに不服申立てに対する決定をします。

公文書の開示請求の状況

町では、「横芝町情報公開条例」に基づいて、町が保有する公文書の公開を実施しています。

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの期間において、公文書の開示請求はありませんでした。